

お知らせ

都市計画の変更に係る原案の公聴会を開催します



県が決定する都市計画の変更案、高麗川駅東口地区に係る市の都市計画の変更案を作成するに当たり、皆さんから意見をいただくため、公聴会を開催します。

		県による都市計画変更	市による都市計画変更
		川島町川島インターチェンジ南側地区	日高市高麗川駅東口地区
閲覧	内容	川越都市計画区域区分の変更	①用途地域の変更 ②防火及び準防火地域の変更 ③地区計画の変更
	期間	6月6日(金)～20日(金) ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで	
	場所	市都市計画課、県都市計画課、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、飯能県土整備事務所、川越市都市計画課、川島町まち整備課、県ホームページ	市都市計画課、市ホームページ
公聴会	日時	7月9日(水) 午後2時から	7月8日(火) 午後6時から
	場所	川島町役場	市生涯学習センター
	申し込み等	○傍聴を希望する人は、7月3日(木)以降に、市都市計画課まで電話で申し込んでください。 ○会場の都合により、人数を制限する場合があります。 ○公述の申し出がない場合は、公聴会は中止します。	
公述・意見書の申し出	対象	川越市、日高市、川島町に住所を有する個人および法人	①・②…市内に住所を有する個人および法人 ③…この地区計画区域内の土地所有者または利害関係者
	提出方法	閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、6月20日(金)までに、郵送(必着)または直接、市都市計画課か県都市計画課へ ※県電子申請届出サービスによる提出もできます。 ※公述申出書は、市ホームページまたは県ホームページからダウンロードできます。	①・②…閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、6月20日(金)までに、郵送(必着)または直接市都市計画課へ ③…閲覧場所にある意見書様式に必要事項を記入の上、6月27日(金)までに、郵送(必着)または直接市都市計画課へ ※公述申出書および意見書様式は、市ホームページからダウンロードできます。
	その他	○公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。 ○公述時間は、一人当たり10分以内です。	
問い合わせ		○市都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当 ○県都市計画課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-5341	市都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

広告

遺言・相続・成年後見・離婚のご相談は、地元日高市の
年中無休9時～18時 ☎042-985-7566 (行政書士 田中諭)

アイビー行政書士事務所へ